

議題3 村上市地域公共交通計画及び計画別紙改定(案)

1 目的

「第二次村上市地域公共交通利便増進実施計画」の策定に伴い、「村上市地域公共交通計画」及び「村上市地域公共交通計画別紙」との整合を図るため、所要の改定を行うもの。

2 変更対象事業

以下の事業を変更します。

変更内容	対象事業	備考
利便推進事業期間満了に伴う国庫補助対象路線削除	岩船巡回	(赤枠部分変更内容)
新規利便増進事業追加	山北地域における病院送迎バスの活用	(赤枠部分変更内容)

3 住民等の意見募集結果

地域公共交通計画改定に当たり意見募集を行った。

意見募集方法：市のホームページに意見募集ページを開設し、SNSを活用して周知したうえで実施した

意見募集期間：令和8年1月16日～30日

提出された意見：なし

地域公共交通計画 本体

改定後

p50

■国庫補助対象路線の必要性

系統名	補助事業の必要性
まちなか循環 (小回り)	まちなか循環(小回り)は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から市中心部内や、村上駅、村上役所、イヨボヤ会館等の生活必需施設、観光施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
まちなか循環 (大回り～小回り)	まちなか循環(大回り～小回り)は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から市中心部内や、村上駅、村上役所、村上総合病院、イヨボヤ会館等の生活必需施設、観光施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
せなみ巡回	せなみ巡回は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から、村上駅、村上総合病院、瀬波温泉等の生活必需施設、観光地を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、瀬波地区の生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、公有民営方式車両購入費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
北中線	北中線は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から、村上駅、村上総合病院等の生活必需施設と山北地区の北中を連絡する路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、山北地区、朝日地区の生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。

改定前

p50

■国庫補助対象路線の必要性

系統名	補助事業の必要性
まちなか循環 (小回り)	まちなか循環(小回り)は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から市中心部内や、村上駅、村上役所、イヨボヤ会館等の生活必需施設、観光施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
まちなか循環 (大回り～小回り)	まちなか循環(大回り～小回り)は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から市中心部内や、村上駅、村上役所、村上総合病院、イヨボヤ会館等の生活必需施設、観光施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
せなみ巡回	せなみ巡回は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から、村上駅、村上総合病院、瀬波温泉等の生活必需施設、観光地を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、瀬波地区の生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、公有民営方式車両購入費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
北中線	北中線は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から、村上駅、村上総合病院等の生活必需施設と山北地区の北中を連絡する路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、村上駅ではJR羽越本線への接続により市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、山北地区、朝日地区の生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
岩船巡回 (上町経由)	岩船巡回は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から、村上駅、村上総合病院、粟島汽船等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、市中心部を巡回し、岩船地区を巡回することで、村上駅ではJR羽越本線への接続、粟島汽船では粟島航路に接続し、市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、岩船地区の生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。
岩船巡回 (上町経由なし)	岩船巡回は、市の中心部である新潟交通観光バス柳村上営業所から、村上駅、村上総合病院、粟島汽船等の生活必需施設等を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、岩船地区を巡回することで、村上駅ではJR羽越本線への接続、粟島汽船では粟島航路に接続し、市外への移動も可能とするなど、鉄道を補完し、岩船地区の生活交通として欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、 地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) により運行を確保・維持する必要がある。

地域公共交通計画 本体

改定後

p51

■国庫補助対象路線の補助事業

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業
まちなか循環 (小回り)	村上営業所	村上駅前	村上営業所	4条集合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
まちなか循環 (大回り～小回り)	村上営業所	村上駅前	村上営業所				フィーダー補助
せなみ巡回	村上営業所	瀬波温泉	村上営業所				フィーダー補助
北中線	村上営業所	猿沢	北中				フィーダー補助

改定前

p51

■国庫補助対象路線の補助事業

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業
まちなか循環 (小回り)	村上営業所	村上市役所	村上駅前	4条集合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
まちなか循環 (大回り～小回り)	村上営業所	村上市役所	村上駅前				フィーダー補助
せなみ巡回	村上営業所	瀬波温泉	村上営業所				フィーダー補助
北中線	村上営業所	猿沢	北中				フィーダー補助
岩船巡回 (上町経由)	村上営業所	上町・村上駅・村上総合病院・八日市	村上営業所				フィーダー補助
岩船巡回 (上町経由なし)	村上営業所	村上駅・村上総合病院・八日市	村上営業所				フィーダー補助

地域公共交通計画 本体
改定前

改定後
p59 (新規追加ページ)

■事業4-3 地域病院の送迎バスを活用した地域公共交通の導入（混乗化）
 ※第二次利便増進事業

○山北地区の路線バス雷線について、令和7年12月から実証運行とし、民間バス事業者による運行から地域病院の外来送迎バスを活用した自家用有償旅客運送（混乗）へ移行します。病院所有の小型車両を導入することで、効率的な運行体制を構築し、地域の需要に応じたきめ細やかな運行による利便性の向上を図ります。（令和8年4月から本格運行）。

変更内容
 ○路線バスの雷線の運行を、新潟交通観光バスから山北総合病院外来送迎バスに変更し、車両のダウンサイジングにより利便性向上を図る。

行先別	補助金	運行主体
山北総合病院	補助金	山北総合病院
山北地区の各自治体	補助金	各自治体

再編前後の公共交通																													
変更前	変更後																												
<table border="1"> <tr><th>種別・路線</th><th>運行主体</th></tr> <tr><td>大規模(4車)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>中規模(4車)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>雷線(4車)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>定期バス(2台)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>定期バス(2台)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>自家用有償</td><td>民間交通観光バス</td></tr> </table>	種別・路線	運行主体	大規模(4車)	民間交通観光バス	中規模(4車)	民間交通観光バス	雷線(4車)	民間交通観光バス	定期バス(2台)	民間交通観光バス	定期バス(2台)	民間交通観光バス	自家用有償	民間交通観光バス	<table border="1"> <tr><th>種別・路線</th><th>運行主体</th></tr> <tr><td>大規模(4車)</td><td>新潟交通観光バス</td></tr> <tr><td>中規模(4車)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>雷線(自家用有償)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>定期バス(2台)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>定期バス(2台)</td><td>民間交通観光バス</td></tr> <tr><td>自家用有償</td><td>民間交通観光バス</td></tr> </table>	種別・路線	運行主体	大規模(4車)	新潟交通観光バス	中規模(4車)	民間交通観光バス	雷線(自家用有償)	民間交通観光バス	定期バス(2台)	民間交通観光バス	定期バス(2台)	民間交通観光バス	自家用有償	民間交通観光バス
種別・路線	運行主体																												
大規模(4車)	民間交通観光バス																												
中規模(4車)	民間交通観光バス																												
雷線(4車)	民間交通観光バス																												
定期バス(2台)	民間交通観光バス																												
定期バス(2台)	民間交通観光バス																												
自家用有償	民間交通観光バス																												
種別・路線	運行主体																												
大規模(4車)	新潟交通観光バス																												
中規模(4車)	民間交通観光バス																												
雷線(自家用有償)	民間交通観光バス																												
定期バス(2台)	民間交通観光バス																												
定期バス(2台)	民間交通観光バス																												
自家用有償	民間交通観光バス																												

※自家用有償運送とは、バス・タクシー事業者が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する輸送サービスを意味する。

実施主体	地域コミュニティ、村上市、交通事業者、地域医療機関						
実施工程	事業	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	4-1	連携体制の構築、運営方法の検討	事業者選定、運行内容の調整	実証運行	本格運行		
	4-2				本格運行		
4-3					実証運行	本格運行	

地域公共交通計画 別紙

別紙

令和7年6月20日
令和8年 月 日

(名称) 村上市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性		
<p>村上市の公共交通機関は幹線交通である鉄道、バスを中心として、市内広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通は村上駅、村上総合病院や各高等学校など市内中心部へ結び、市民の日常生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかし、人口減少と自家用車の普及により公共交通利用者は減少を続け、市内を運行する路線バスは全路線が廃止代替路線となるなど、収益悪化による行政負担の増加をはじめ運転士不足による路線の維持など様々な問題が生じている。</p> <p>また、高齢化の進展により高齢者の生活環境に合った交通モードへの需要が高まるなど、人口構造の変化に即した交通モードへの対応が求められている。</p> <p>路線バスについては、高校生の通学手段として「北中線」の運行を確保するとともに、「まちなか循環」および「せなみ巡回」は市内中心部へ接続する重要な路線として、引き続き確保・維持する必要がある。</p> <p>これらのことから地域公共交通確保維持事業により、これら路線を確保・維持し住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>【村上市地域公共交通計画46～47頁(目的)、50～51頁(必要性)】 url: https://www.city.murakami.lg.jp/site/kokyokostu-kyogikai/tiikikoukyoukoutukeikaku.html</p>		
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果		
(1) 事業の目標		
①各系統の公的負担額を令和6事業年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。※行政負担額は燃料費や労務単価上昇により上昇する一方、北中線では令和7年度に行ったバス再編成による運行便数見直しのため減少が見込まれる。		
系統	令和8年度	(令和6年度実績)
・まちなか循環	1,210万円	1,086万円
・せなみ巡回	420万円	414万円
・北中線	3,080万円	3,183万円
②各系統の収支率を令和6事業年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。※令和7年度は、上記①の影響を考慮し北中線以外微増とした。なお、令和6年10月からの運賃改定(ゾーン制運賃導入)により、長大路線の北中線は最も影響を受けるため減少となる見込み。		
系統	令和8年度	(令和6年度実績)
・まちなか循環	11.7%	11.2%
・せなみ巡回	12.2%	11.4%
・北中線	3.4%	10.0%

別紙

令和7年6月20日

(名称) 村上市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性		
<p>村上市の公共交通機関は幹線交通である鉄道、バスを中心として、市内広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通は村上駅、村上総合病院や各高等学校など市内中心部へ結び、市民の日常生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかし、人口減少と自家用車の普及により公共交通利用者は減少を続け、市内を運行する路線バスは全路線が廃止代替路線となるなど、収益悪化による行政負担の増加をはじめ運転士不足による路線の維持など様々な問題が生じている。</p> <p>また、高齢化の進展により高齢者の生活環境に合った交通モードへの需要が高まるなど、人口構造の変化に即した交通モードへの対応が求められている。</p> <p>路線バスについては、高校生の通学手段として「北中線」の運行を確保するとともに、「まちなか循環」および「せなみ巡回」は市内中心部へ接続する重要な路線として、また、「岩船巡回」は、粟島浦村との唯一の交通手段である粟島汽船乗り場を市内中心部へ結ぶ重要な路線として、引き続き確保・維持する必要がある。</p> <p>これらのことから地域公共交通確保維持事業により、これら路線を確保・維持し住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>【村上市地域公共交通計画46～47頁(目的)、50～51頁(必要性)】 url: https://www.city.murakami.lg.jp/site/kokyokostu-kyogikai/tiikikoukyoukoutukeikaku.html</p>		
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果		
(1) 事業の目標		
①各系統の公的負担額を令和6事業年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。※令和7年度は、燃料費や労務単価上昇などにより行政負担額増路線が上昇する一方、バスの再編成により、北中線、岩船巡回で運行便数の見直し(日曜運行停止)を行うため経費の減少が見込まれる。		
系統	令和8年度	(令和6年度実績)
・まちなか循環	1,210万円	1,086万円
・せなみ巡回	420万円	414万円
・北中線	3,080万円	3,183万円
・岩船巡回	2,430万円	—
②各系統の収支率を令和6事業年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。※令和7年度は、上記①の影響を考慮し北中線以外微増とした。なお、令和6年10月からの運賃改定(ゾーン制運賃導入)により、長大路線の北中線は最も影響を受けるため減少となる見込み。		
系統	令和8年度	(令和6年度実績)
・まちなか循環	11.7%	11.2%
・せなみ巡回	12.2%	11.4%
・北中線	3.4%	10.0%
・岩船巡回	11.9%	—

地域公共交通計画 別紙

別紙

○各系統の1日当たりの平均利用者数を令和6年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。		
系統	令和8年度	(令和6年度実績)
・まちなか循環	49人以上/日	46人/日
・せなみ巡回	18人以上/日	18人/日
・北中線	37人以上/日	34人/日
【村上市地域公共交通計画 P67~68 参照】		
(2) 事業の効果		
事業対象路線を維持することにより、沿線周辺の学生、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続することで、効率的な運行体系が構築され、住民の外出促進および地域活性化にもつながる。		
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体		
平成31事業年度および令和6事業年度に、高齢者や車いす・ベビーカー利用者の利便性を高めるため、ノンステップバスを導入し、スロープや音声・液晶モニターによる案内機能を備えるなど、バリアフリー化を推進した。【村上市地域公共交通計画 P60 施策5】 また、令和7年度に市内民間バス事業者の路線全てを、本会が運営するコミュニティバスへ転換したのに合わせて「ゾーン制運賃」の導入、地図検索に対応したGTFS-JPの整備を行うとともに、村上駅との接続を考慮したダイヤ変更や通学の利便性向上を考慮した路線変更などを行い、利便性向上を図っている。【村上市地域公共交通計画 P56 施策2、P57 施策3、P62 施策7】		
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者		
表1を添付。		
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額		
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「まちなか循環」、「せなみ巡回」及び「北中線」は村上市地域公共交通活性化協議会が運行事業者に委託する路線であり、その運行に係る費用総額4,190万円から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額2,040万円を市負担額としている。 2,040万円(市負担額) = 4,190万円(運行費用総額) - 370万円(運賃収入) - 1,780万円(国庫補助金)		
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法		
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施		
7. 別表1の補助対象事業の基準ほただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要		
【地域間幹線系統のみ】		
※該当なし		
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧		
【地域間幹線系統のみ】		
※該当なし		
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項		
【地域間幹線系統のみ】		
※該当なし		

別紙

○各系統の1日当たりの平均利用者数を令和6年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。		
系統	令和8年度	(令和6年度実績)
・まちなか循環	49人以上/日	46人/日
・せなみ巡回	18人以上/日	18人/日
・北中線	42人以上/日	34人/日
・岩船巡回	80人以上/日	—
【村上市地域公共交通計画 P66~67 参照】		
(2) 事業の効果		
事業対象路線を維持することにより、沿線周辺の学生、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続することで、効率的な運行体系が構築され、住民の外出促進および地域活性化にもつながる。		
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体		
平成31事業年度および令和6事業年度に、高齢者や車いす・ベビーカー利用者の利便性を高めるため、ノンステップバスを導入し、スロープや音声・液晶モニターによる案内機能を備えるなど、バリアフリー化を推進した。【村上市地域公共交通計画 P59 施策5】 また、令和7年度に市内民間バス事業者の路線全てを、本会が運営するコミュニティバスへ転換したのに合わせて「ゾーン制運賃」の導入、地図検索に対応したGTFS-JPの整備を行うとともに、村上駅との接続を考慮したダイヤ変更や通学の利便性向上を考慮した路線変更などを行い、利便性向上を図っている。【村上市地域公共交通計画 P56 施策2、P57 施策3、P61 施策7】		
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者		
(記載例) 表1を添付。		
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額		
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「まちなか循環」、「せなみ巡回」、「北中線」及び「岩船巡回」は村上市地域公共交通活性化協議会が運行事業者に委託する路線であり、その運行に係る費用総額7,800万円から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額3,900万円を委託料(市負担額)としている。 3,900万円(市負担額) = 7,800万円(運行費用総額) - 700万円(運賃収入) - 3,200万円(国庫補助金)		
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法		
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施		
7. 別表1の補助対象事業の基準ほただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要		
【地域間幹線系統のみ】		
※該当なし		
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧		
【地域間幹線系統のみ】		
※該当なし		
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項		
【地域間幹線系統のみ】		
※該当なし		

陸上交通様式第1（日本産業規格A列4番）

村交協第 号
令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

村上市地域公共交通活性化協議会
村上市三之町1番1号
会長 村上市長 高橋 邦芳

（案）
地域公共交通計画変更届出書

令和7年9月25日付け国総地第145号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日 令和8年4月1日

○ 変更箇所 村上市地域公共交通計画別紙別添表1

○ 変更理由

「村上市地域公共交通利便増進実施計画」の計画期間満了に伴い、当該計画計に含まれていた利便増進事業を「村上市地域公共交通計画別紙」から削除するため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。